

社友会 広島支部・規約

【第19版】

〔平成29年5月26日現在〕

— 目 次 —

1. 社友会広島支部会則……………	2頁	3頁
2. 社友会広島支部運営細則……………	4頁	5頁

【第19版 改定内容】

- (1) 広島支部会則 第4条 事務所所在地
・ ラポール賀茂寮内に置く
- 第12条 特別弔慰 餞別費支出
・ IoT通信事業本部
- (2) 広島支部運営細則 第1項 (当支部の事務所について)
・ IoT通信事業本部総務部門とし当支部の事務所は当該本部(ラポール賀茂)内に置く
- 第9項 年度事業計画・行事について
・ (1) IoT通信事業本部年賀会参加



シャープ社友会広島支部会則

平成5年7月15日制定

平成22年5月28日改定

平成26年5月23日改定

平成29年5月26日改定

社友会・広島支部

この会則は、シャープ社友会（本部）会則に準拠し、社友会広島支部としての運営に当たり、その基準を定めるものである。尚、この会則に定めのない事項については、本部会則又は広島支部運営細則を適用する。

第1条〔名称〕

この会をシャープ社友会広島支部（以下当支部）と称する。

第2条〔目的〕

当支部は、会員相互の親睦を図ると共に、会社に寄与することを目的とする。

第3条〔会員資格〕

当支部の会員は、シャープ社友会（本部）会則第3条に定める資格を有し、当支部に入会を希望する者によって構成する。

第4条〔事務局所在地〕

当支部の事務局は、広島県東広島市八本松飯田2丁目13番1号
ラポール賀茂寮内に置く。

第5条〔役員〕

当支部の役員は、『役員規定』に基づき構成する。

第6条〔役員を選出〕

役員を選出は、『役員規定』に基づき行う。

第7条〔役員の任期〕

各役員の任期は、『役員規定』に定める通りとする。

第8条〔運営〕

当支部の運営は、自主的に行うことを原則として、次の通りとする。また、運営の年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

- (1) 役員会を定期的開催し、事業活動の円滑推進を図る。
- (2) 定期総会は、毎年1回開催する。但し、役員会が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催する事ができる。
- (3) 当支部の会員名簿または追補版を毎年1回（5月）発行する。
- (4) 当支部の会報「hibiki」を発行する。
- (5) 会員相互の親睦を図るため、親睦会・同好会・旅行等を開催する。
- (6) 当支部の会員又は当会則第12条の該当者に弔慰の事項が生じた場合、別途定める『緊急連絡体制表』に沿って、その訃報を連絡する。

当支部の会員が死亡の場合、『会員の訃報報告手続き』を行う。

※ [会員の訃報報告手続きマニュアル] 参照

(7) 役員の交代・役割変更を行う場合、新旧の交代時期は定期総会終了後とする。

第9条〔会計〕

当支部の会計は、会員の会費及び、寄付金・助成金をもって運営し、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

(1) 年度途中で退会しても、既納入の年会費は返還しないものとする。

年度途中の支部移動者の年会費の扱いは、その都度当該支部（本部）間で協議して決める。（原則として、年度初期の移動以外は、年会費の移動は行わない）
入会金は移動しない。

(2) 総会・懇親会・同好会・旅行等は、開催の都度、実費を徴収する。

※〔但し、当支部が主催する新年会（懇親会）・総会・親睦旅行及び、当支部が協賛する親睦旅行の補助金については、役員会の承認のもと、一般会計より支出することができる〕

(3) 経費の収支状況により、当支部の運営に支障が生じた場合、役員会の決定により、会費の臨時徴収を行うことができる。

第10条〔事業報告及び収支決算報告〕

事業報告及び収支決算報告は、毎年1回定期総会において行い、承認を得る。

第11条〔会員資格の消滅〕

次の事項が生じたとき、会員の資格は消滅する。

(1) 会員の死亡時。

(2) 2年間にわたり、会費納入なき場合。

(3) 本人が退会を希望した場合。

第12条〔特別弔慰・餞別費支出〕

社友会本部・他支部・IoT通信事業本部において、弔慰・餞別の事項が生じた場合、その費用を当支部の一般会計から支出することができる。

※〔特別弔慰・餞別費支出規定〕参照

第13条〔慶祝及び弔慰〕

(1) 慶祝 祝金又はこれに相当する記念品を贈呈する。（支部長メッセージ添付）

古稀（70歳） 2,000円 喜寿（77歳） 5,000円

米寿（88歳） 10,000円 白寿（99歳） 30,000円

(2) 弔慰 会員の死亡 ① 弔電（支部長名）②香典 10,000円

〔付則〕

(1) この会則は、当支部役員会の議決を得て変更する事ができる。

(2) この会則の内容を新設・変更した場合は、実施前に社友会本部の承認を受けるものとする。

(3) 承認された新設・変更の内容は、当支部の定期総会にて報告する。

(4) この会則は、平成5年7月15日より施行する。

社友会広島支部運営細則

平成 5 年 7 月 15 日制定
平成 22 年 5 月 28 日改定
平成 23 年 5 月 27 日改定
平成 24 年 5 月 27 日改定
平成 28 年 5 月 27 日改定
平成 29 年 5 月 26 日改定
社友会 ・ 広島支部

この細則は、シャープ社友会広島支部（以下当支部という）の具体的運営に当たり、定めるものである。

第1項〔当支部の事務所について〕

当支部のシャープ(株)窓口は IoT通信事業本部 総務部門とし、当支部の事務所は、
当該本部(ラポール賀茂寮)内に置く。

第2項〔役員会の開催について〕

役員会は、原則として、毎月第 4 金曜日に開催するものとする。

第3項〔日直当番について〕

- (1) 日直は、会員相互の親睦・社友会室の活用などを図ることを目的とし、会員の自主運営を基本とする。
- (2) 日直当番は、会社近郊在住会員の有志による1名の当番制とし、会社休日以外の月・水・金曜日を当番日とする。また日直の時間は午前10時から午後3時迄とする。
- (3) 日直者は、来訪者の対応・連絡・事務処理など『日直業務マニュアル』に沿って、社友会室の管理に当たる。
- (4) 日直当番者の年齢制限を規定し75才とする。「年齢制限は無かったが慣例で70才で免除している」但し、日直当番受託調査時に於いて、仕事、健康、家庭の都合で辞退する事が出来る。
- (5) 日直当番者(指導者も含む)には日直手当として1,000円を支給する。年度末に当番回数に応じて「QUOカード」等で支給する。

第4項〔地区委員の設置について〕

- (1) 地区委員は広島地区、岡山地区、四国地区、山陰地区、山口地区、関西・中部・関東地区、福山地区に居住する各会員相互及び支部との連携役として活動する。
- (2) 地区委員は地区単位に1名、地区会員の推薦を受け、支部に登録する。
- (3) 地区委員の主な役割
 1. 地区での会員相互の健康情報を把握するための交流活動。
 2. その交流活動より支部運営への参考情報の提供等パイプラインの強化。
 3. 「緊急連絡体制表」に関わる要請事項の協力。
 4. 定例役員会のウェブTV会議に出席、支部役員会との連携強化活動。

第5項日当、交通費及び宿泊費等の実費支給

- (1) 地区委員が役員会等に出席する場合、公共機関を利用とする。必要な交通費(実費)を支給。
- (2) 役員会が認めた活動のための交通費(実費)を支給する。
- (3) その他、役員会が認めた費用は支給する。
- (4) 本部総会又は支部長連絡会議へ出席した場合、実費交通費を支給する。(本部規定に準ずる)

- (5) 基本的に日当は支給しない。
- (6) 役員が地区会員の会合又は地区委員が役員会等に参加し宿泊を必要とした場合1泊を限度として1万円以内で宿泊費の実費支給をする。但し、3役(支部長、副支部長、事務局長)の承認が必要。

第6項〔新会員の登録手続きについて〕

新会員の登録は、『新会員登録マニュアル』に沿って処理する。

第7項〔同好会の認定及び援助金について〕

- (1) 同好会は、複数の会員より同好会設立提案を受け、提案内容を役員会にて検討審議し、認定する。認定した同好会は、定期総会にて同好会設立の報告を行う。

※〔同好会設立の情報は、当支部会報『hibiki』等の定期刊行物で案内する〕

- (2) 設立された同好会は、活発な推進活動を図ることを目的として『同好会運用規定』により援助金を受け取ることができる。

第8項〔印刷物の配布について〕

当支部会則第8条の会員名簿・会報・その他通信物は、会員1名に1部配布するものとする。

第9項〔年度事業計画・行事について〕

当支部が行う定例の年度事業及び行事は、原則として下記の通りとする。

- (1) IoT通信事業本部年賀会参加 …………… 1月(当該事業本部の設定日)
- (2) 新春新年会(懇親会)の開催……………1月(社友会主催／紅葉会参加)
- (3) 事業本部幹部との懇談会……………随時(年度始めと必要時に実施)
- (4) 親睦日帰り旅行……………紅葉会主催／社友会参加
- (5) 同好会リーダー会議の開催……………4月(3月末に活動報告書提出)
- (6) 社友会本部「定期総会」への出席……………実施月(2名)
- (7) 定期総会の開催(懇親会含む)……………5月(本細則10項参照)
- (8) 親睦1泊旅行……………社友会主催／紅葉会参加
- (9) 役員会の開催……………毎月(紅葉会幹事参加)
- (10) 会報『hibiki』の発行……………年4回(1月、4月、7月、10月)

第10項〔定期総会について〕

当支部が開催する定期総会での議事・行事については、原則として下記の中から必要に応じて取捨選択する。

- (1) 報告議題
 - ①本部「定期総会」内容の報告
 - ②当支部の前年度事業・行事の実施内容の報告
 - ③当支部前年度会計(収支決算)・会計監査の報告
 - ④会則・規定類の新設・改訂・変更内容報告
 - ⑤同好会活動及び新設同好会の報告
- (2) 審議議題
 - ①当支部の今年度事業・行事計画
 - ②当支部の今年度運営予算
 - ③その他の審議・提案事項
- (3) 新入会員紹介

前年5月の定期総会以降に入会した会員は新年会(懇親会)又は定期総会で紹介する。但し、重複紹介はしない。

(4) 懇親会の実施

社友会・紅葉会合同による懇親会の開催

第11項〔資料・書類の保管〕

- (1) 受信・発信文書類は〔書類ファイル管理表〕に基づき整理して保管する。
- (2) 配布資料は3ヶ月間引取りなき場合は担当役員が廃棄する。

なお、引き取りが無理な状況になった場合は役員会で判断して郵送会員へ変更することが出来る。
実施は2006年6月より。

第12項〔紅葉会との交流について〕

当支部は、紅葉会との交流を深め会員相互の親睦を図ることを目的として、下記の取り決め事項を実施する。

当支部の役員会に紅葉会幹事も同席いただき、両会の決議・連絡事項等の報告により、相互の意志疎通を図る。

- (1) 当支部の同好会は紅葉会も積極的に参加いただく。
- (2) 当支部が主催する新春年賀会(懇親会)及び親睦旅行に、紅葉会も参加いただく。
- (3) 紅葉会が主催する親睦旅行に、当支部も積極的に参加する。
- (4) 紅葉会が行う定期総会の資料作成に関し、当支部が指導を行う。

第13項〔支部行事(親睦旅行・同好会)への非会員参加について〕

- (1) 関わりのある方で、会の趣旨に賛同し参加を希望する者を歓迎することが出来る。
- (2) 会員家族として同伴参加し、その後会員資格の消滅(死亡)後も継続希望者を歓迎することが出来る。
これらの参加者を「招待会員」として行事推進リーダーの管理下で、それぞれ名簿管理・運営をする。

第14項〔備品・什器の管理〕

当支部が保有する備品・什器は一覧表にして、毎年末に存在を確認する。

尚、不要・及び使用不可となった備品・什器については、役員会にて廃棄の承認を得た後廃棄をする事とする。

〔付 則〕

- (1) この細則は、当支部役員会の議決を得て変更することができる。
- (2) この細則の内容を新設・変更した場合は、実施前に社友会本部の承認を受けるものとする。
- (3) 承認された新設・変更の内容は、当支部の定期総会にて報告する。
- (4) この会則は、平成5年7月15日より施行する。

役員規定

平成 11 年 5 月 12 日制定

平成 22 年 5 月 28 日改定

平成 24 年 5 月 27 日改定

社友会 ・ 広島支部

この規程は、シャープ社友会広島支部(以下当支部という)の役員に適用する。

第1項〔役員の資格〕

当支部の役員は、シャープ社友会広島支部会員の中から選出する。

第2項〔役員の構成〕

- (1) 当支部の役員は、支部長・副支部長・事務局長・及び幹事を基本として構成するが、副支部長、幹事は必要に応じて増員出来るものとする。
また、各分担は、役員会で互選するものとする
- (2) 支部運営に関してのアドバイス役として、前支部長及び、役員会が求める人材を顧問として選任し、支部長の要請により役員会、他に参画する。

第3項〔幹事の分担〕

幹事は、当支部の運営を円滑に行うことを目的して、次の通り役割を分担する。(但し、分担の人数は定めない事とする)

- ◆企画担当 ◆同好会担当 ◆広報担当 ◆HP担当
- ◆会計担当 ◆総務担当 ◆会計監査

第4項〔役員の選出〕

当支部の役員は、次の方法により選出するものとする。

- (1) 当支部役員会で推薦・議決し、定期総会で報告する。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は、役員会で推薦の上、委嘱する。

第5項〔役員の任期〕

- (1) 各役員の任期は、特別の事情がない限り、2年以上を目標とする。
- (2) また、毎年、定員数の1/3を限度として、2年以上勤めた役員は、新役員と交代することができるものとする。

第6項〔役員の役割〕

役員は、当支部の目的のために自主的かつ互いの協力を基本として次の業務を行う。

尚、各役員の具体的業務は、別紙運用細則『役員の具体的業務』の通りとする。

- (1) 支部長は、支部の業務を統括し、支部を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務を記録管理し、当支部の内外への連絡・手配事項等を行う。
- (4) 企画担当幹事は、当支部の目的のためのリクレーション等の企画立案・推進を行う。
- (5) 同好会担当幹事は、当支部の目的のための同好会立案とその活動運営等を援助する。
- (6) 広報担当幹事は、当支部の目的のための広報活動を行う。
- (7) 会計担当幹事は、当支部の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (8) 総務担当幹事は、当支部の事務全体を扱い管理する。
- (9) 会計監査幹事は、当支部の財産状況を監査する。
- (10) HP担当幹事は、当支部のホームページの維持、管理を行う。

[付 則]

- (1) この規定は、当支部役員会の議決を得て変更することができる。
- (2) この規定は、平成11年5月12日より適用する。

同好会運用規定

平成 9 年 5 月 23 日制定
平成 22 年 5 月 28 日改定
平成 23 年 5 月 27 日改定
平成 26 年 5 月 23 日改定
平成 28 年 5 月 27 日改定
社友会・広島支部

この規定は、シャープ社友会広島支部（以下当支部という）が認定した同好会の運用に適用する。

第 1 項〔援助金の支給条件〕

- (1) 当支部の会員による、趣味を楽しむ教養を高めるための同好会であること。
- (2) 会員の人数が 3 名以上で、当支部の役員会が認定した同好会であること。
- (3) 年間を通じて活動していること。（毎年 3 月末に活動報告書—様式：広 008—を提出）

第 2 項〔同好会の認定〕

- (1) 新規の同好会を発足させる場合は、『同好会認定申請書兼決定通知書』（様式：広 002）に所定の事項を記入し、当支部の同好会担当幹事に提出する。
- (2) 提出された申請書を当支部の役員会で審議し、認可可否を決定する。

第 3 項〔援助金額〕

い同好会の登録会員人数によって、次の通り区分する。

援助金額は、年度末（3 月）の登録会員人数で、次年度（4 月）からの金額を決定する。（年額）

会員人数（人）	3～5	6～10	11～20	21～30	31～40
援助金額（円）	3,000	6,000	12,000	15,000	20,000
会員人数（人）	41～50	51～100	101～150	151～200	201～250
援助金額（円）	25,000	30,000	40,000	50,000	60,000

第 4 項〔援助金の支給と停止〕

- (1) 認定した同好会には、第 3 項の援助金を支給する。
- (2) 新規認定の同好会は、認定年度の次年度（4 月 1 日）から支給する。
- (3) 援助金支給中の同好会に於いて、その活動がないと当支部の役員会が判断した場合は、次年度の援助金の支給を停止することができる。
- (4) 援助金は、当支部の一般会計から支給する。
- (5) 認定同好会

- | | | | |
|----------|----------------|----------|---------|
| ①あるこう会 | ②囲碁 | ③釣 り | ④ゴ ル フ |
| ⑤ボウリング | ⑥パソコン | ⑦グランドゴルフ | |
| ⑧ダンススポーツ | ⑨絵手紙 | ⑩写そう会 | ⑪平成あそび隊 |
| ⑫山歩会 | ⑬ものづくり | ⑭アマチュア無線 | ⑮テニス |
| ⑯楽器演奏 | ⑰パーフェクト広島地区ゴルフ | ⑱歴史探訪 | |
| ⑲山陰磯釣り | | | |

第5項

(1) 招待会員資格

各同好会へはリーダーの判断により招待会員も加入し行事に参加することが出来る
但し、招待会員には社友会援助金は適用しない。

注) 招待会員とは基本的に社友会会員の家族、シャープ製品を扱う販売店の社員
及びシャープ関連の協力会社社員とする

第6項

(1) 地区（広島・岡山・山陰・四国・山口、関西・中部・関東、福山の各地区）への援助金支給 地区会員の活動活発化を推進するため下記の援助金を支給する。

但し、当援助金は、地区行事への援助金であり同好会の認定は必要としない。

登録会員人数によって、次の通り区分する。

援助金額は、年度末（3月）の登録会員人数で、次年度（4月）からの金額を決定する。（年額）

会員人数	10名以下	11名～20名	21名～30名	31名以上
援助金額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

なお、支出内容は後日地区委員を通じて地区担当役員に報告する。

[付 則]

- (1) この規定は、当支部役員会の議決を得て変更することができる。
- (2) この規定は、平成9年5月23日より適用する。

社友会 広島支部 会則・規約 新設・改定記録

【広島支部・会則】

- | | | |
|-------------|-----------------------------|----------------|
| (1) 第4条 | 事務局の住所名・事業本部名変更 | [平成9年1月16日改正] |
| (2) 第3条 | 会員資格の適用範囲変更 | [平成9年1月16日改定] |
| (3) 第4条 | 事務局の所在地・事業所名変更 | [平成9年4月1日改定] |
| (4) 第12条 | 『特別弔慰・餞別費支出規定』新設 | [平成9年5月23日制定] |
| (5) 第13条 | 『準会員制度特例規定』新設 | [平成9年6月20日制定] |
| (6) 第14条 | 九州分会の設立 | [平成10年3月16日改定] |
| (7) 第15条 | 分会協議事項を追加 | [平成10年3月16日改定] |
| (8) 第5条 | 副支部長を追加 | [平成10年4月17日改定] |
| (9) 全文 | 内容の見直し・変更・追加 | [平成11年5月12日改定] |
| (10) 第8条 | (6)項、(7)項を追加 | [平成13年4月20日改定] |
| (11) 第15条 | 分会協議事項破棄により当条項抹消 | [平成13年4月20日改定] |
| (12) 第3条 | 会員資格の適用範囲変更 | [平成14年4月19日改定] |
| (13) 第8条 | (6)項に、『会員及び会員配偶者の訃報報告手続き』追加 | [平成14年4月19日改定] |
| (14) 第13条 | 『準会員制度特例規定』抹消 | [平成14年4月19日改定] |
| (15) 第14条 | 『九州分会』抹消 | [平成14年4月19日改定] |
| (16) 第9条 | (1)項年会費、入会金の扱いを追加 | [平成15年4月18日改定] |
| (17) 第4条 | 事務局の所在地変更 | [平成16年4月21日改定] |
| (18) 第13条 | 慶祝及び弔意追加 | [平成20年5月23日改正] |
| (19) 第8条 | (4)会報名称変更 | [平成22年5月28日改定] |
| (20) 第13条 | (2)弔慰変更 | [平成22年5月28日改定] |
| (21) 第13条 | (1)慶祝変更 | [平成26年5月23日改定] |
| (22) 第13条 | (2)弔慰変更 | [平成26年5月23日改定] |
| (23) 第4条 | 事業本部名称の変更及び事務所所在地名変更 | [平成29年5月26日改定] |
| (24) 第12条 | 事業本部名称の変更 | [平成29年5月26日改定] |
| (25) 第8条(3) | 名簿または追補版を年1回(5月)に発行へ変更 | [平成29年5月26日改定] |
| (26) 第8条(6) | 会員配偶者を削除 | [平成29年5月26日改定] |

【広島支部運営細則】

- | | | |
|---------|----------------|-------------------------------|
| (1) 第4項 | 日直当番の水曜日削除 | [平成6年9月10日改定] |
| (2) 第6項 | 『見舞金規定』の新設 | [平成7年4月21日制定] |
| (3) 第4項 | 日直当番の水曜日復活 | [平成7年4月21日改定/
平成9年1月度より実施] |
| (4) 第1項 | 新会員の加入資格の変更 | [平成9年1月16日改定] |
| (5) 第5項 | 事業所名変更 | [平成9年4月改正] |
| (6) 第6項 | 『見舞金規定』の抹消 | [平成9年9月廃止] |
| (7) 第6項 | 『同好会援助規定』の新設 | [平成9年5月23日制定] |
| (8) 全項目 | 支部運営計画を併合し全面改定 | [平成11年3月19日改定] |
| (9) 第1項 | 事業本部の窓口部門名変更 | [平成14年4月19日改定] |

- (10) 第7項 (10) 会報『ひびき』発行回数変更 [平成 14年4月19日改定]
- (11) 第9項 [石井資金について] の抹消 [平成 14年4月19日改定]
- (12) 第9項 [資料・書類の保管] の追加 [平成 14年4月19日改定]
- (13) 第11項 [備品・什器の管理] の追加 [平成 14年4月19日改定]
- (14) 第1項 事業本部の窓口部門名変更 [平成 15年4月18日改定]
- (15) 第7項 (5) 同好会幹事会の呼称変更 [平成 15年4月18日改訂]
- (16) 第1項 事務局の所在地変更 [平成 16年4月21日改訂]
- (17) 第4項 [地区委員の設置について] の追加 [平成 16年12月17日改定]
- (18) 第5項 [活動費の支給] の追加 [平成 16年12月17日改定]
- (19) 第13項 [支部行事(春秋親睦旅行・同好会)への
非会員参加について] の追加 [平成 16年12月17日改定]
- (20) 第2項 {役員会の開催について} 実施日変更 [平成 18年4月21日改定]
- (21) 第10項 (3) 新入会員紹介について、
賀詞交歓会での紹介追加 [平成 18年4月21日改定]
- (22) 第11項 {資料・書類の保管} 配布資料の保管期限追加 [平成 18年4月21日改定]
- (23) 第5項 活動費の支給を抹消し日当、交通費等の実費
支給へ変更及び(4),(5)項追加 [平成 20年5月23日改定]
- (24) 第5項 宿泊費等の実費支給及び6項追加 [平成 22年5月28日改定]
- (25) 第9項 (4)(8) 春季、秋季の削除 [平成 22年5月28日改定]
- 第10項 (3) 賀詞交換会→新春年賀会(懇親会)へ変更 [平成 22年5月28日改定]
- (26) 第4項 地区委員の設置について [平成 23年5月27日改定]
- 第5項 日当、交通費及び宿泊費等の実費支給及び
6)項追加 [平成 23年5月27日改定]
- 第14項 備品・什器の管理に、廃棄事項を追加
- (27) 第4項地区委員の設置について 福山地区を追加 [平成 24年5月27日改定]
- (28) 第3項(4)日直当番者の年齢制限を75才とするを追加
(5)日直当番者には日直手当として1,000円を支給するを追加 [平成 28年5月27日改定]
- (29) 第1項 事業本部の名称変更及び事務所所在地名変更 [平成 29年5月26日改定]
- (30) 第3項(5)日直当番実施者 QUOカードは指導者も支給を追加 [平成 29年5月26日改定]
- (31) 第9項(1) (1)事業本部の名称変更(IoT 通信事業本部)
[平成 29年5月26日改定]

【役員規定】 [平成 28年5月27日改定]

- (1) 第6項 [役員役割] を追加 [平成 15年4月19日改定]
- (2) 第2項 [役員構成] 幹事1名増員 [平成 16年4月21日改定]
- (3) 第2項 [役員構成] (2)顧問選任の件追加 [平成 16年12月17日改定]
- (4) 第2項 [役員構成] (1)幹事1名増員 [平成 17年4月15日改定]
- (5) 第3項 [幹事の分担] 企画担当3名に変 [平成 17年4月15日改定]
- (6) 第2項 {役員構成} 幹事1名増員 [平成 18年4月21日改定]
- (7) 第3項 {幹事の分担} HP 担当1名追加 [平成 18年4月21日改定]
- (8) 第6項 [役員役割] ⑩項 HP 担当幹事の業務追加 [平成 19年5月25日改定]
- (9) 第2項 役員構成 代表幹事→事務局長へ名称変更
副支部長、役員の増員選任可 [平成 22年5月28日改定]

- (10) 第2項 支部役員の幹事人数を16名に変更
 第3項 幹事の分担を人数は定めずに変更 [平成24年5月27日改定]
- (11) 第2項(1) 幹事16名の計20名の人数を削除 [平成29年5月26日改定]
- (12) 第3項 幹事16名を削除 [平成29年5月26日改定]
- (13) 第5項 役員の任期を2年以上を目標にする [平成29年5月26日改定]

【特別弔慰・餞別費支出規定】

- (1) 第3項(3) 事業本部該当者の金額変更 [平成10年4月17日改定]
- (2) 第2項(3) 父母死亡→配偶者死亡に変更 [平成10年11月27日改定]
- (3) 第2項(5) 歴代本部長死亡の場合を追加 [平成12年1月21日改定]
- (4) 第2項(4) 総務部長を管理部総務担当参事に変更 [平成14年4月19日改定]
- (5) 第2項(4) 管理部総務担当参事を総務部門長に変更 [平成15年4月18日改定]
- (6) 特別弔慰・餞別費支出規定を全て削除する [平成28年5月27日改定]

【同好会援助金規定】

- (1) 全項目 内容見直し・援助金額の変更 [平成11年3月19日改定/
[平成11年4月1日より適用]
- (2) 第2項(1) 認定申請書の提出先変更 [平成15年4月18日改定]
- (3) 第4項(1)(5) 認定同好会を(5)に記載 [平成15年4月18日改定]
- (4) 第1項(3) 活動報告書の様式改訂 [平成15年4月18日改定]
- (5) 第4項(5) 認定同好会の呼称変更 [平成15年4月18日改定]
- (6) 第4項(5) ダンススポーツ・絵手紙同好会追加 [平成16年4月21日改定]
- (7) 第3項 [援助金] 区分の追加 [平成16年12月17日改定]
- (8) 第4項(5) 写そう会追加 [平成16年12月17日改定]
- (9) 第4項(5) 平成あそび隊追加 [平成17年3月18日改定]
- (10) 第4項(5) 山歩会追加 [平成19年5月25日改定]
- (11) 名称変更 同好会援助金規定→同好会運用規定へ変更 [平成22年5月28日改定]
- (12) 第5項 (1) 招待会員資格追加 [平成22年5月28日改定]
- (13) 第4項 (5) ものづくり、アマチュア無線 追加 [平成22年5月28日改定]
- (14) 第6項 地区への援助金支給追加 [平成22年5月28日改定]
- (15) 第6項 (1) 地区への援助金支給 [平成23年5月27日改定]
- (16) 第3項 援助金額の変更 [平成26年5月23日改定]
- (17) 第4項 (5) テニス 追加 [平成26年5月23日改定]
- (18) 第4項 (5) 楽器演奏 パーフェクト広島地区ゴルフ 歴史探訪 追加
- (19) 第4項 (5) 山陰磯釣り 追加 [平成28年5月27日改定]